

「中山間地域活性化研究会」

会則

第1条（名称）

本会は、「中山間地域活性化研究会」と称する（以下「本会」という）

第2条（目的）

本会は、仁保地域、県内、隣接する都市部の住民に対し幅広い交流の場を提供する為にプログラム開発等の実践研究を行い、情報発信し、参加、体験してもらうことで魅力ある中山間形成を図ると共に、中山間地域資源を生かした暮らし基盤の創出を目的とする。

第三条（事務所）

本会の事務所は、山口市仁保と支部を下関市松屋上町に置く。

第四条（事業）

本会は、次に掲げる事業を行う。

- （1）中山間活性化イベント事業
- （2）高齢化地域コーディネート事業
- （3）定住促進事業
- （4）国際交流事業
- （5）6次産業の育成
- （6）山口グリーンツーリズム推進協議会の設立、運営
- （7）加工場の運営
- （8）婚活のイベント事業
- （9）情報発信、啓発事業
- （10）研究及び会員の親睦を図る事業
- （11）その他本会が目的達成のため必要と認めた事業

第5条（会員）

本会の会員は次の二種として、正会員をもって、総会を構成する。

- （1）正会員 本会の目的に賛同し、会費を納め、共に活動することを望む個人
- （2）賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第六条（役員）

本会運営のため次の役員を置く

- （１）運営委員（理事）５名以上
- （２）監査役員（監事）１名以上
- （３）運営役員（理事）に、会長１名、副会長１名以上、事務局若干名を置く。
- （４）役員任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
機材については別途規定を設けて管理する。

第七条（職務）

役員は次の職務を行う。

- （１）会長は本会を代表し、業務を総理する。
- （２）副会長は、会長を補佐し、会長に理事長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- （３）事務局は、事務連絡、会計、活動記録等を担当する。
- （４）運営役員（理事）は、本会の事務を管理し、かいを統括して会員と共に会を運営する。
- （５）監査役員（理事）は活動及び会計予算の執行に関して適正に実施されているかかんさを行い、総会で報告する。

第八条（会議）

本会の会議は、運営役員会（理事会）、総会、運営委員会とする。

- （１）総会は年１回以上開催し、活動報告、決算、次年度の活動計画、予算の承認を受ける。
- （２）各事業ごとに運営委員会を開催し、運営委員長を１名置く。
- （３）運営委員長は運営役員（理事）を兼ね、各事業の実施責任者として企画、具体化などを統括する。

第九条（活動年度）

本会の活動年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

付則 この会則は、平成２５年５月１５日より施行する。

平成２８年４月１日一部改正

平成２９年２月１２日一部改正

平成 30 年 1 月 4 日一部改正